



発行 新潟県

**第 73 号**

平成27年9月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

49 新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（環境企画課）

告 示

- 1235 新潟県議会9月定例会の招集（政策課）
- 1236 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 1237 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1238 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 1239 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1240 平成27年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1241 国土調査の指定（農村環境課）
- 1242 公共測量の実施通知（監理課）
- 1243 公共測量の実施通知（監理課）
- 1244 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1245 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1246 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1247 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1248 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 1249 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）  
 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

62 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

102 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第49号**

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改正後	改正前
(工作物の基準) <b>第19条</b> 条例第14条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 海面以外の区域 ア～ケ (略) <u>コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル</u> (2) (略)	(工作物の基準) <b>第19条</b> 条例第14条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 海面以外の区域 ア～ケ (略) (2) (略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年11月30日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第19条第1号コの規定は、適用しない。

**告 示**

**◎新潟県告示第1235号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会9月定例会を平成27年9月29日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

**◎新潟県告示第1236号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
池山 有子	形成外科	富永草野病院	三条市興野2-2-25	H27.9.1	第15条第1項の医師に指定した
佐藤 良平	外科	新潟県立坂町病院	村上市下鍛冶屋589	〃	〃
江村 重仁	小児科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
高山 亜美	循環器内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃

関根 有美	神経内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
田部井 薫	腎臓内科	南魚沼市立ゆきぐに 大和病院	南魚沼市浦佐4115	〃	〃
佐野 敦樹	整形外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
坂元 宏隆	内科	新潟県立津川病院	東蒲原郡阿賀町津川200	〃	〃
月岡 啓輔	内科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
後藤 慧	内科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
丸山 智宏	外科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	〃	〃
大溪 一孝	整形外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
渡邊 信	整形外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
青木 賢樹	神経内科、 内科	脳神経センター阿賀 野病院	阿賀野市保田6317-15	〃	〃
中野 雅人	外科	済生会三条病院	三条市大野畑6-18	〃	〃
矢田 雄介	内科	小千谷総合病院	小千谷市本町1-13- 33	〃	〃
廣野 暁	循環器内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
岡田 慎輔	循環器内科、 内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
飯野 則昭	内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
高田 俊範	内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
須田 剛士	内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
小澤 鉄太郎	神経内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
寺島 健史	神経内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
信田 慶太	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
鈴木 博	小児科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
和田 雅樹	小児科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
小杉 伸一	消化器科、 外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
高橋 元子	外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃

三島 健人	心臓血管外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
橋本 毅久	心臓血管外科、 呼吸器外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
生越 章	整形外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
勝見 敬一	整形外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
西山 勉	泌尿器科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
星井 達彦	泌尿器科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
相澤 直孝	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
尾股 丈	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
山口 征吾	内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
村上 博淳	脳神経外科	北日本脳神経外科病院	五泉市太田440-1	〃	〃
村山 敬之	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
須田 武保	外科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	〃	〃

## ◎新潟県告示第1237号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県佐渡市羽茂大崎3184の1・3185の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年9月18日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 退 任  
理事 佐渡市羽茂滝平 1278 番地 佐藤 四郎  
退任年月日 平成27年9月2日

## ◎新潟県告示第1239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成27年9月18日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	東江2号	団体営農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	新規	平成27年9月10日	第48条

## ◎新潟県告示第1240号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画（平成27年7月3日新潟県告示第953号）を次のとおり変更する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-17計画区・第06-18計画区・第02-22-2計画区・第03-26-1計画区・第03-27-1計画区・第09-14-1計画区及び第14-15-1計画区	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
長岡市	長岡市の川口地域	〃
新発田市	新発田市の第3計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第26計画区及び第27計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第8計画区・市街第9計画区・市街第10計画区・市街第11計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第4計画区・第5計画区及び第6計画区	〃
村上市	村上市の朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区・神第32計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第38計画区・第39計画区及び第40計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第22計画区・第23計画区・第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃

阿賀野市	阿賀野市の第36-1計画区・第36-2計画区及び第37-1計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第14-2計画区・第37-1計画区・第53-1計画区・第57-1-1計画区・第57-2計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区及び湯森林第1-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第7計画区・第8-1計画区及び第8-2計画区	〃
胎内市	胎内市の第44計画区及び第45計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第35計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
田上町	田上町の第2計画区及び第3計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区・第4計画区・第5-1計画区・第5-2計画区及び第6-1計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第1計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第102-2計画区・第102-3計画区・第105-1計画区及び第105-2計画区	〃
津南町	津南町の第1計画区及び第2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-2計画区・第11-3計画区・第12計画区及び第13-1計画区	〃
関川村	関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区	〃

## ◎新潟県告示第1241号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字網代浜、次第浜の各一部	平成27年7月10日から平成28年3月31日まで

## ◎新潟県告示第1242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（国土調査補助基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年9月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 燕市

## ◎新潟県告示第1243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 丸湯地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 北蒲原郡聖籠町大字丸湯 ほか 地内

## ◎新潟県告示第1244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画都市高速鉄道事業
  - (2) 名称 1号JR信越線・白新線及び2号JR越後線
- 3 事業施行期間  
平成19年4月1日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## ◎新潟県告示第1245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
  - (2) 名称 7・7・503号高架側道1号
- 3 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

---

◎新潟県告示第1246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
  - (2) 名称 7・7・504号高架側道2号
- 3 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

---

◎新潟県告示第1247号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
新潟市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
    - (2) 名称 7・7・505号高架側道3号
  - 3 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成37年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
なし
-



## ◎新潟県告示第1248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
  - (2) 名称 7・7・506号高架側道4号
- 3 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## ◎新潟県告示第1249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
  - (2) 名称 7・7・507号高架側道5号
- 3 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

## 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年9月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おりづる
- 3 代表者の氏名

齊藤 田津子

4 主たる事務所の所在地

上越市西本町2丁目5番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、心身に障がいを持つ人に対して、食事提供サービスや販売の技術習得に関する事業を行い、居場所を提供すると共に就職や社会復帰の促進に寄与することを主たる目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) まちづくりの推進を図る活動
- (8) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。 (目的) 第3条 この法人は、心身に障害のある人に対し、<u>食事提供サービスの技術習得に関する事業等をと</u> <u>おして就労支援を行うとともに居場所を提供し、</u> <u>自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。</u> (特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>社会教育の推進を図る活動</u> (4) (略)  (5) <u>以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する</u> <u>連絡、助言又は援助の活動</u> (事業) 第5条 (略) (1) (略) ① <u>障害者自立支援事業(自立訓練支援、共同</u> <u>生活援助、助言、協力、相談等事業)</u> ② <u>社会福祉を目的とする事業(企画及び実施)</u> ③ <u>社会教育の推進を図る活動(障害者理解の</u> <u>ための啓発と学習活動支援)</u> ④ <u>人権擁護又は平和の推進を図る活動(障害</u> <u>者の人権擁護に関する活動支援)</u> ⑤ <u>職業能力の開発又は雇用の機会の拡充を支</u> <u>援する活動(障害者の就労機会の拡大支援、</u></p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県上越市西本町2丁目5番6号に置く。 (目的) 第3条 この法人は、心身に障がいを持つ人に対して、<u>食事提供サービスや販売の技術習得に関する</u> <u>事業を行い、居場所を提供すると共に就職や社会</u> <u>復帰の促進に寄与することを主たる目的とする。</u> (特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>子どもの健全育成を図る活動</u> (4) (略) (5) <u>男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</u> (6) <u>学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る</u> <u>活動</u> (7) <u>社会教育の推進を図る活動</u> (8) <u>まちづくりの推進を図る活動</u> (9) <u>以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する</u> <u>連絡、助言又は援助の活動</u> (事業) 第5条 (略) (1) (略) ① <u>ランチの店「おりづる」の運営を通した障</u> <u>がい者の自立就労支援事業</u> ② <u>弁当の製造販売及び配達を通した障がい者</u> <u>の自立就労支援事業</u> ③ <u>調理、接客、販売などの研修事業</u> ④ <u>縫製とその製品、その他地場産品の販売を</u> <u>通した自立就労支援事業</u> ⑤ <u>羽ばたけおりづるコンサート事業</u> ⑥ <u>市民芸術作品の展示事業</u></p>

<p>障害者の就労移行支援、障害者の就労継続支援B型)</p> <p>⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(附則)</p> <p>改訂平成27年3月31日</p> <p>施行平成27年 月 日</p>	<p>⑦ 交流事業</p> <p>⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
--	---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名称 (仮称) ケーズデンキ長岡堺東店  
 所在地 長岡市堺東町66番地外  
 設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 届出の概要及び公告日  
 概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
 公告日 平成27年5月8日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
 平成27年9月18日から平成27年10月18日まで

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ウォッシャーディスインフェクターについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年9月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
 ウォッシャーディスインフェクター 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
 平成28年1月31日（日）
  - (4) 納入場所  
 新潟県立がんセンター新潟病院
  - (5) 入札方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年9月28日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、セントラルモニタについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年9月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

セントラルモニタ 一式

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成28年1月31日(日)
- (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年9月28日(月)午前11時  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
  - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
  - ② 詳細は入札説明書による。

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、過酸化水素低温プラズマ滅菌器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年9月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

過酸化水素低温プラズマ滅菌器 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成28年2月29日(月)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年10月1日(木) 午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成27年9月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
角田地区コミュニティセンター	新潟県西蒲区角田浜 1815 番地 1	多目的ホール	111.79	平成 27 年 9 月 10 日
		会議室	45.55	
		和室	46.37	
西川地域コミュニティセンター	新潟県西蒲区旗屋 701 番地 2	会議室	24.80	
		和室 1 及び 2	59.60	
中之口地区コミュニティセンター	新潟県西蒲区中之口 626 番地	ホール	190.00	
		多目的室	169.60	
		会議室 1	71.90	
		会議室 2	41.80	
		会議室 3	35.80	

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第102号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成27年9月18日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

#### 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

#### 2 実施期間及び場所

##### (1) 実施期間

平成27年10月27日（火）から平成27年10月29日（木）までの3日間の午前9時から午後5時まで

##### (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービルI

### 3 受講定員

30人

### 4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

### 5 受講申込手続

#### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

平成27年9月29日（火）から平成27年9月30日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

- (7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (4) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

#### (2) 受講申込書の提出等

##### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書



(オ) 4 (4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4 (5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成27年10月14日(水)から平成27年10月15日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)